

さうしれ気合がいつの間にか他職正を支配するやうになつたのか一月十九日某の中の重立つた者数人が會合して種々協議し結果、明書本日別記の如き要本書と提起するに至つたといふ

一 作業別度の件

請負別度を廃止し、本傭別度とする事

但し、償銀三所五十割以上を支給すること

二 退牌 手当の件

六月以上二十日分

二十以上三十日分 一月分

三十以上五十日分 一月毎に十五日分

五十以上六十日分 一月分

三 連休日 特別出勤手当 (二十日未満其他の休日六日以上の日曜日迄一方分加算すること)

四 臨時休業事由

天災地変又会社作業上の都合に依り臨時休業の場合、日給半

日分を支給すること

五 代休

一月一日暇出勤の場合、各一日の代休

六 公休の件

謝社作業の場合には、公休とし、日給を支給すること

七 出勤制

中、出勤制の場合、一日五分支給し、一月出勤の場合、五分支給すること

同社待遇以上の重なるもの

償銀 本傭別度の五十分

退職 解雇手当等に関する規定は、本規ありしごとくあり